

17科原安第93号
平成17年9月8日

核燃料物質使用者 殿

文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全課原子力規制室長
青木 照美

核燃料物質の管理の徹底について

貴事業所におかれましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、核燃料物質の安全管理に努められていることと存じます。

さて、本年6月24日、関西電力(株)より、高浜発電所3号機において核燃料物質を用いた検出器(可動小型中性子束検出器)(以下、「M/D」という。)が所在不明となっている旨の連絡がありました。

この連絡を受け当省は、6月25日に職員2名を現地に派遣し、検出器貯蔵時の管理状況及び不明となっている当該M/Dの探索状況等を聴取しました。

また、7月1日、関西電力(株)より核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく報告書が提出され、7月7日、当省は関西電力(株)に対し、今後の調査及び再発防止対策の検討に当たって踏まえるべき事項を指示しました。さらに7月13日には、関西電力(株)より、当省の指示を踏まえた当該M/Dの所在不明に係る原因及び再発防止対策等についての報告書(別紙参照、報告書の詳細な内容については、当省ホームページ参照)が提出されました。

当省は、現地調査の結果及び同社からの報告書を分析した結果、同様の検出器を使用している他の核燃料物質の使用者(以下「使用者」という。)にも核燃料物質の管理の徹底について留意していただく必要があるものと考えました。

つきましては、下記のとおり、留意事項をお知らせいたしますので、各使用者におかれましては、これを踏まえ、より一層の核燃料物質の管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

(: http://www.nucmext.jp/news/genshiro_anzenkisei/20050714_03.pdf)

記

核燃料物質を用いた検出器等に関しては、核燃料物質として厳正な管理を確実に行うため、核燃料物質としての管理状況を再確認するとともに、従業員等に対し管理の重要性及びその方法について周知徹底すること。

核燃料物質を用いた検出器等に関しては、不良品等により使用しないことが明らかである場合には、直ちに製造者等へ返還する又は保管廃棄の処分とするなど、使用目的の不明確な核燃料物質の貯蔵は行わないこと。

核燃料物質を用いた検出器等の保管については、一時的に貯蔵する必要がある場合も含め、核燃料物質としての適切な識別を行い容易に区別できるようにするなど表示方法の工夫をすること。

核燃料物質の取扱（受入、貯蔵、使用、廃棄）にあたっては、関係する組織が現場作業に立ち会うとともに、帳簿と現物との照合による在庫管理の徹底をするなど関係する組織の連携及び役割を明確にすること。

以 上

関西電力（株）高浜発電所3号における
核燃料物質を用いた検出の所在不明に係る原因及び対策

1. 原因

- ・ M/Dを取り扱っている計装保修課員及び放射線管理課員は、計装保守や放射性廃棄物管理に関する業務が主体であることから、一部の課員は核燃料物質を取り扱っていることの重要性に対する認識が不足していた。
- ・ 計装保修課及び放射線管理課は、M/Dの保管、放射性廃棄物管理などの現場作業を行い、技術課は、棚卸し以外は書類による確認しか行っていないことから、技術課による管理業務と計装保修課及び放射線管理課による現場業務との連携が不十分であった。
- ・ 当該M/Dが納入された平成15年1月当時の品質保証計画書である「原子力発電品質保証通達」では、機器の管理に関して損失等を防止するため保管することが求められていたが、M/Dを廃棄物用のポリ袋に入れるといった不適切な保管方法をとっていた。
- ・ 「計装保修課長は、定期的に貯蔵状況を確認する」と保障措置・計量管理業務所則に定められていたが、実施方法及び記録方法は明確に定めていなかった。

2. 原因に係る対策

- ・ 核燃料物質の取り扱いの重要性を認識させるため、実際の運用と法令との関連を示した教育資料を作成し、計装保修課及び放射線管理課に対して教育を実施した。また、教育計画に基づき、関係者に対して定期的に教育を実施していくとともに、核燃料物質を含む機器を取り扱う担当者の認識の向上を図るため、役職者が日々の業務において注意喚起をしていくとしている。
- ・ 技術課による管理業務と計装保修課及び放射線管理課による現場業務との連携を強化するため、技術課長が計装保修課長に替わってM/D保管庫の鍵の管理を行うとともに、技術課は、M/Dの受入、貯蔵、使用、廃棄、払出の際、計装保修課及び放射線管理課が実施する現場作業に立ち会うとしている。また、核燃料物質を含むM/D関係の業務等の引継ぎの際には、現場確認を行うとともに、引継ぎ書に重要事項を明記し、役職者は、前任者から後任者へ正確に引き継がれていることを確認するとしている。
- ・ 計装保修課長は、核燃料物質を含む機器の不良品が納入された場合には、

速やかにメーカーに返却する、また、自社の責において不良品が発生した場合には、専用のドラム缶に廃棄するとしている。この不良品を返却又は廃棄するまでの間は、現物保管とし、廃棄物用のポリ袋を使用しないとしている。

- ・ その他、計装保修課長による定期的な貯蔵状況の確認の実施方法と記録方法を明確にするため、これらを所内の規定類に定めるとしている。